

されることのない社会」を目指すことがテーマになっています。詳しくは、内閣府ホームページ「平成24年度自殺対策強化月間特設ページ」をご覧ください。
□問合せ先
 内閣府自殺対策推進室 TEL 03-5253-2111 (内線44253)

事業主の方も、働く方も、お気軽にお電話ください！

厚生労働省では、「労災保険って、どんな制度?」、「労災請求の手続き方法が知りたい」など、労災保険や労災年金に関するさまざまな相談にお答えする、労災保険相談ダイヤルを開設しています。

●電話番号

0570-006031

●受付時間：月～金 9:00～17:00
 土・日・祝日はお休みします

●労災に該当するかについては、労働基準監督署が調査します。
 ●ご利用の際は、通話料がかかります
 固定電話：1分10円、携帯電話：1分30円

たとえば、こんな疑問や相談におこなえています。

1. 仕事中にケガをしました。労災保険の請求方法を教えてください。
2. 労災で仕事を休んだとき、賃金は補償されますか？
3. パートやアルバイトでも労災の対象になりますか？
4. 通勤途中で交通事故に遭った場合は、どんな手続きが必要ですか？
5. 「うつ病」や「過労死」が労災になるのはどんな場合ですか？



税務相談会の開催

24年度申告の税務相談会が2月6日～3月14日（坂井本所 加茂伯一税理士、春江支所 川崎良雄郎税理士、三国支所 小澤公順税理士、丸岡支所 土肥広視税理士）まで、確定申告の期間中に行われた。

相談件数は100件を超え、主に各所得区分の説明や減価償却の計算、その他所得税の収支決算書記載要領指導等、確定申告書作成にむけた相談指導が行われた。



6. 石綿（アスベスト）による病気が労災になるのはどんな場合ですか？
7. 労災年金の支給額が変更されたのはなぜですか？
8. 労災年金の定期報告書の書き方を教えてください。

水曜日に、ストレス対策実施中

社会環境の急激な変化等により、近年、精神的ストレスを感じる方が増えていると言われています。精神的ストレスをためこまないことは、心からだの健康にとって、とても大切なことです。

福井県精神保健福祉センター「ホッとサポートふくい」では、自分のストレスに気づき、上手に対応できるよう、皆様をサポートします。

毎週水曜日、以下のストレス対策事業を実施しています。皆さまのご利用をお待ちしています。

□内容

1. ストレスチェック

(毎月 第1・2水曜日 9:00～16:00 ホッとサポートふくい)
 一人ひとりのストレス状態を調べ、それらに基づいてストレスとの上手な付き合い方をアドバイスします。予約制（個別対応）です。

2. 街角ストレスチェック

(毎月 原則第3水曜日 13:30～17:00 アオツサ)
 ハーブティ、アロマ、ハンドマッサージなどのリラックスをしてみませんか？

3. ストレスセミナー

(毎月 第4水曜日 13:30～15:30 ホッとサポートふくい)
 身体をリラックスさせる方法や上手な自己表現法、不安との付き合い方など、こころを軽くするセミナーを毎回違うテーマで開催します！

□問合せ先

予約制のものもありますので、事前に電話でお申し込みください。
ホッとサポートふくい TEL 0776-26-7100

あわら異業種交流会で坂井市を代表して講演会を行う

2月6日、あわらグランディア芳泉で開催された、あわら商工会主催のあわら異業種交流会において、丸岡町から小杉織物(株) 代表取締役 小杉秀則氏が「ナンバー1からオンラインへ」と題し講演を行い、また(株)西洋菓子俱楽部 代表取締役 高倉文寛氏は「洋菓子の老舗を目指して」と題して講演を行った。異業種交流会参加者150名は、自社の経営力強化やビジネスチャンスに結びつけようと熱心に聴講していた。



甲子園での活躍を願い、春江工業高校へ激励金贈る

坂井市商工会と同商工会春江支部は2月28日、春風舞う好天の中、春江工業高校のセンバツ甲子園出場を祝い激励金を贈った。

笠島秀雄会長と岡本憲一支部長はそれぞれ50万円と20万円を嶋田基昭校長や八木良一部長、川村忠義監督、野球部大崎省二主将、宗澤洋捕手に「郷土の応

援を胸に精いっぱい頑張ってきてほしい」とエールを送り、手渡した。

嶋田校長は、「生徒たちは必ず、皆さんのお援を生かしてくれる信じている。」と感謝の言葉を述べた。また大崎主将は「地元の応援は僕たちに勇気を与えてくれる。期待に応えたい」と決意を新たにした。



第5回坂井市商工会会長杯職域対抗ボウリング大会

第5回坂井市商工会会長杯職域対抗ボウリング大会が、平成25年2月22日(金)福井空港ボウルで開催された。

大会では、会員事業所の事業主・家族・従業員など計24チームが出場し、日頃の練習の成果を発揮した。

優勝は「ミラクル」（カットスペース大石）となり、同大会2連覇を達成。2位は「花織チーム」（花岡織マーク）、3位は「東方神起」（松川レピヤン）となつた。



丸岡城の歴史を活用した「丸岡かぼちゃ」を使った新商品開発事業

坂井市商工会 丸岡支所では、8月下旬から丸岡城の歴史を活用した「丸岡かぼちゃ」を使った新たな商品開発にかかる研究事業を実施しました。

委員長は株林田 林田千之さん、副委員長は株つるや 岩田龍見さんで専門講師を含め12名のメンバーで「丸岡かぼちゃ」を使用した新商品開発研究に取組みました。

丸岡かぼちゃの調査として丸岡かぼちゃ成分検査や福井県農業試験場に出向き今年の丸岡かぼちゃについて特徴や不良かぼちゃになった原因調査を行いました。また福井県食品加工場に出向き丸岡かぼちゃの成分検査についての評価をしていただき炭水化物が多く、カロリーが高いことわかりました。

これらの調査を基に、丸岡かぼちゃ新商品開発委員会を4回開催し、新商品開発の必要性やこの事業研究の理解に務めました。



かぼちゃを使った試作品

12月には丸岡かぼちゃのおやき、丸岡かぼちゃ入り水ようかん、丸岡かぼちゃジャム、丸岡かぼちゃクッキー、丸岡かぼちゃのどら焼き多くの試作品が出来上がり、専門の講師を含め試作品について試食するなど商品の改良を進めながら委員会を行ってきました。

2月には専門の講師による丸岡かぼちゃのこれらの新商品について更にプラッシュアップを図り、新商品の精度を高めてきました。

3月には丸岡かぼちゃのロゴマークも完成する予定であり、丸岡かぼちゃの新商品の新たな販路開拓推進に活用していきたい。



丸岡かぼちゃ会議

商業部会 楽しく学べる講演会の開催(春江支部 サロン事業との共同開催)



2月14日(木)坂井市商工会 春江支所において、テーマ「三方よしの得する街のゼミナール“まちゼミ”と題し、講師には岡崎まちゼミの会代表 松井洋一郎氏を招いて楽しく

と報告会を必ず実施する。この事業の魅力は人である。(人しか物や文化はあたえられない。90%は来したことのない人が来る。)

地元岡崎商店街の事例紹介として、文房具屋のおかみさんが売上げの減少に伴い店を閉じようとしたが、万年筆に特化したゼミを開き、万年筆の素晴らしさを紹介し、売上げを2倍に伸ばした事や将来の事業継続に不安を感じた補聴器販売店の息子さんがゼミを開催し、2年間は全く売上げに結びつかなかったが、将来のお孫さんの不安を感じてゼミに参加したお客様が顧客になることがきっかけに、口コミが広がり売上げが向上していった事を紹介した。

講演会の後、サロン事業として参加者の方々は松井講師と一緒に軽食を取り、質疑や意見交換を行い終了した。



学べる講演会が行われた。

会場には春江支部サロン事業と共同開催と言うことで、春江地区の会員さんを中心に43名の参加者があり、「まちゼミ」の手法について学んだ。

この“まちゼミ”とは近江商人の心得から「お客様」と「お店」とそして「まち」の活性化にも役立つみんなが幸せになる事業だと紹介した。まちゼミの手法は各商店が講師となり、予約制で各店の専門知識を受講者（お客様）に無料で講義、実技体験を提供する少人数（約2人～10人位）のゼミナール。またお店の存在・特徴・商店主のこだわり・人なりを知って頂くとともにお客様とのコミュニケーションの場から信頼関係を築く手法と説明があった。

松井講師は特徴として受講料は無料（材料費は良いが販売は絶対しない。ファン創りに徹する）、開講時間は60分～90分（時間が足らないが時間を厳守する）、ゼミの後のアフターフォローをしっかり行い、反省会

お知らせ

事業主の皆様へ

緊急離職者対策雇用奨励金の創設

新規雇用労働者1人につき、20万円を支給します。

坂井市では、企業倒産や雇用調整等により離職した労働者の早期再就職支援を目的に、常用雇用した事業主に対し、雇用奨励金を交付します。

1. 対象となる労働者

対象となる労働者は、次のいずれの要件にも該当するものとします。
(1)事業活動の縮小、事業所の閉鎖等により、平成24年10月1日以降に離職（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）し、雇用された者。

(2)市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者。

2. 受給できる事業主

受給できる事業主は、次のいずれの要件にも該当するものとします。
(1)市内に事業所を有し、雇用保険制度に加入している事業主であること。

(2)交付対象労働者を市内の事業所において、平成24年10月1日から平成25年9月30日までの間に新たに常用労働者として雇い入れ、かつ、6月を超える期間継続して雇用したと認められる事業主であること。

(3)交付対象労働者を雇い入れた日の6月前の日から奨励金の交付申請の日までの間において、当該事業所で雇用していた常用労働者を交付対象事業主の都合により解雇した事実がないこと。

(4)納期の到来している市税を完納していること。

3. 支給額

交付の対象となる労働者1人につき20万円。

4. 問合せ先

坂井市役所・産業経済部・観光産業課

TEL 50-3153 FAX 68-0440

特定自主検査お済みですか？ 作業前に検査済標章を確認しましょう

□特定自主検査とは

車両系建設機械、車両系荷役運搬機械及び高所作業車については、労働安全衛生法により、事業者は1年を超えない期間ごとに1回(ただし不整地運搬車は2年を超えない期間ごとに1回)、定期に、有資格者による自主検査を実施しなければなりません。この定期自主検査（年次検査）のことを特定自主検査【特自検】といいます。人間でいうなら年に一度の【人間ドック】や【健康診断】と同じです。

□どんな検査を行なうのか

検査は、各機械に定められた検査事項について実施し、結果を記録することになっています。

□検査の記録は

検査の結果は、所定の特定自主検査記録表（チェックリスト）に次の事項を記録して、3年間保存しなければなりません。

- ・検査年月日
- ・検査方法

- ・検査箇所
- ・検査結果

- ・検査実施者名

- ・検査結果の措置内容

□異常があった場合は

検査の結果、異常を認めた場合は直ちに修補などを行ない、正常な状態に修復させ、その他必要な措置をとらなければなりません。

□検査する人は

法令で定められた資格を有する検査者、または登録検査事業者のいずれか

によって実施することとなっています。

□検査済機械には

検査が済んだ機械には、見やすい個所（運転席の付近など）に検査を実施した年月を明らかにする標章（ステッカー）を貼付しなければなりません。

□検査や必要な措置を怠ったときは

罰則（50万円以下の罰金等）が適用されます。

□問合せ先

福井労働局労働基準部健康安全課 TEL 0776-22-2657

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経）の金利が改定されました

今年2月14日(木)付け融資実行分から、下記のとおり0.1%引下げられています。

改定前 1.75% → 改定後 1.65%

人権啓発セミナーが開催されます

福井県では、労働者の一人ひとりの人権を尊重するため、企業の社会的責任の視点により実践的な事例を紹介する人権啓発セミナーを開催します。是非ご参加下さい。

□テーマ

「企業の社会的責任（CSR）について」

今日、人権意識の高まりや地球環境問題に対する関心の広がりなどから、企業の社会的責任（CSR）の重要性がクローズアップされています。その取り組みは多岐にわたり、個々の企業の規模、事業分野や経営方針など、それぞれの状況により異なっています。

このセミナーでは、CSRに積極的に取り組まれる株式会社通販物流サービスの取り組みについての講演を通してCSRの重要性について学んでいただきます。

□講 師 田崎 達昭（たざき たつきあき）氏
株式会社通販物流サービス（ニッセングループ）
代表取締役社長

□日 時 3月18日（月）
13：30～15：30（受付開始13：00～）

□会 場 福井市役所議事堂地下1階 国際ホール
(福井市西木田2-8-1)

□参加費 無料（事前にお申込み下さい）

□お申込み・問合せ先
福井県産業労働部 商業振興・金融課
TEL 0776-20-0369

3月は自殺対策強化月間です

日本の年間自殺者数は、平成10年に急増して以降、14年連続して3万人を超えて推移していましたが、これまでの国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等による取組もあり、平成24年には27,766人（速報値）と15年ぶりに3万人を下回りました。しかしながら、依然として多くの人が自殺で亡くなっている憂慮すべき現実であることに変わりありません。

そこで、こうした状況を踏まえ、今年3月1日(金)から同月31日(日)までの1カ月間を自殺対策強化月間として集中的に自殺対策の啓発事業が実施されます。

今回は、新たな課題として、若年層への支援などが取り込まれるとともに、過去に自殺未遂をした人など、自殺のハイリスク者だけでなく、悩みを抱えた人たちに広く支援の手を差し伸べていくことにより「誰も自殺に追い込ま

